

令和5年度第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月5日（水）13時40分～14時40分
2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター 2階 講堂
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 9件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請
の承認について 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 2件
議案第5号 農地の競売に対する買受適格証明願の承認について 1件
議案第6号 令和4年度第12回総会保留案件の審査について
議案第7号 農業経営改善計画について
議案第8号 農用地利用集積計画について
議案第9号 令和5年度最適化活動の目標設定等について
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 12件
5. 出席委員 14名（欠員1名）
会長12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、7番農宮弘子、8番板倉善紀、
9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、
14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和5年度第1回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、15番日暮委員と1番大木委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を

詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、9議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、9件でございます。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認については、1件でございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、1件でございます。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、2件でございます。議案第5号、農地の競売に対する買受適格証明願の承認については、1件でございます。議案第6号、令和4年度第12回総会保留案件の審査について、議案第7号、農業経営改善計画については、更新が1件でございます。議案第8号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が10件、所有権の移転が2件でございます。議案第9号、令和5年度最適化活動の目標設定等についてでございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年3月28日午前9時より、3班の板倉委員、戸田委員、池田会長、市原委員、平山委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1について、私より意見発表いたします。

番号1についてご説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、二之袋字北ノ原の畑、260平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が高齢化により農地を耕作できなくなりましたので、譲受人にお願いしたものであります。営農計画においては、花木の作付けを予定しています。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

次に、申請番号2につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

10番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、松之郷字馬舟の田、995平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農地が遠いので耕作できないため、譲受人は隣接地であり購入したいとのこととあります。特に問題ないものと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、私より意見発表いたします。

番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、番号3は、西中字下塚の畑、542平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は後継者もいなくて将来のことを考えると農地を耕作できなくなってしまうので、今回隣接の譲受人と売却の合意ができたことから申請したものであります。営農計画では、落花生の作付けを予定しております。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

次に、申請番号4につきまして、私より意見発表いたします。

番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字薬師堂沼の田、380平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が家庭の事情で農地を整理するために、譲受人にお願いしたものであります。営農計画においては、水稻の作付けを予定しております。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

次に、申請番号5につきまして、板倉委員より意見発表をお願いします。

8番 番号5について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、押堀字日増の畑、153平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業規模の縮小のため、譲受人は農業規模の拡大のためです。営農計画は、耕作地の隣の土地であり、水稻の作付けを予定しております。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、私より意見発表いたします。

番号6について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字番場前の畑、724平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が高齢化により農業経営を縮小したいために、譲受人と売却の合意ができたので申請したものであります。なお、譲受人は農事組合法人です。営農計画においては、さつまいもの作付けを予定しております。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、法人としての農業経営実態証明書が茂原市農業委員会から証明されており、その他必要な書類もすべて提出されていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

次に、申請番号7及び8ですが、営農型太陽光発電設備の設置に伴う権利設定

の申請でありますので、後ほど関連する5条申請と併せて審議することといたします。

次に、申請番号9につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

13番 番号9について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、家徳字東横宿の畑、2筆、1,582平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画については、ネギの作付けを予定しています。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、福岡小学校の東、約700メートルに位置しています。譲渡人は高齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、コニファー類の枝物花木です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、松之郷の願成就寺の北西、約700メートルに位置しています。譲渡人は市内関下に住んでおり、遠方から耕作に来られないため、譲受人は当該農地が自己の耕作地の隣接していることから売買することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺の南東、約400メートルに位置しています。譲渡人は狭小農地の整理のため、譲受人は当該農地が自宅の隣接地のため、売買することになったものです。作付作目は、落花生です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺の南西、約400メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金九十九里有料道路押堀インターチェンジの北東、約350メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械

の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号6は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺の南西、約250メートルに位置しています。譲渡人は老齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、さつまいもです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号9は、売買による所有権移転の申請です。場所は、正気小学校の北東、約950メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、ネギです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、申請番号7及び8を除き、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

10番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第4条の規定による一時転用の申請です。申請地は、松之郷字岡谷の畑、1,305平方メートルの内0.98平方メートルの農地です。転用の目的は、営農型太陽光発電設備用地の更新であり、問題ないものと思います。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、営農型太陽光発電設備の設置を目的とする一時転用許可の更新申請です。場所は、ときがね湖の北東、約700メートルに位置しています。申請地は、パネルの下においてタマリユウの栽培を行っているものです。撤去に伴う所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が

添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

4 番 はい。

議 長 細谷委員。

4 番 本件は、5年更新ですか。

事務局 更新期間については、3年でございます。

4 番 営農の売上げはどうなっていますか。

事務局 金額については今数字を持ち合わせておりませんが、売上げの実績はございません。

4 番 次回までに売上げ実績について、説明を求めたいと思います。

事務局 はい、承知いたしました。

議 長 では、次回までに説明を求めたいと思います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いいたします。

1 3 番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の農地979平方メートルです。令和5年1月31日付けで許可を受けたところですが、近隣の状況を鑑み、建売住宅を5棟から4棟に変更し、1区画面積を増やすことにより販売計画を確実にするものです。農地法第5条の許可は受けていることから、問題ないと思われます。計画変更承認申請書もすべて整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の北東、約250メートルに位置しています。本件は、令和5年1月に建売分譲住宅5棟用地として農地法第5条の規定による転用許可を受けておりますが、今般、販売計画の見直しにより、5棟から4棟へ変更するものです。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、平山委員より意見発表をお願いいたします。

14番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間字砂南の田、現況畑、771平方メートルの農地です。譲受人は、建売分譲住宅4棟を建設予定です。事業計画書、資金計画書、諸関係意見書等の提出があり、問題ないと思われます。3月28日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、板倉委員より意見発表をお願いします。

なお、先ほども申し上げましたとおり、議案第1号の申請番号7及び8と併せて審議をお願いします。

8番 番号2については、議案第1号の申請番号7及び8と関連がございますので一括して説明します。本件は、農地法第3条の規定による区分地上権の設定、及び、賃貸借権の設定、また、農地法第5条の規定による営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用の申請です。申請地は、宿字申新田の田284平方メートル、畑300平方メートル、合計584平方メートルの農地です。申請理由は、譲受人が営農型太陽光発電設備を設置し、農業経営の効率化を図るためです。営

農計画は、榊を作付けする予定です。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は法人組織で、経営面積、従事日数、機械の保有状況等、3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東中学校の北東、約500メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲住宅用地4棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

申請番号2は、営農型の太陽光発電設備の設置を目的とした農地法第5条の一時転用許可申請です。場所は、正気小学校の南東、約800メートルに位置しています。申請地の現況は全て畑で合計面積は、584㎡です。その内、転用の対象となるのは、支柱部分の合計面積0.225㎡です。設置するパネルの面積の合計は、約241㎡です。次に、一時転用の許可の期間についてでございますが、通常は3年となっておりますが、本申請におきましては、パネル下部で耕作を行う法人が認定農業法人であることから、許可期間は10年となります。本件農地については、今般、譲渡人が役員を務める農業法人に自己所有農地を貸し付けるための賃貸借権設定とパネル下部の区分地上権の設定について、それぞれ農地法第3条の許可申請がなされております。作付作目は、榊です。なお、一時転用の許可につきましては、3条の区分地上権の設定に係る許可と同時にすることになります。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、また、議案第1号の申請番号7及び8について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に議案第5号、農地の競売に対する買受適格証明願の承認について審議に入ります。はじめに事務局より説明をお願いします。

事務局 本議案につきましては、裁判所が行う農地の競売に参加する際に必要となる買受適格証明書の交付請求に対し、願出人が農地法第3条の許可基準を満たしているか否かを審査していただくものでございます。願出人が買受適格証明書の交付を受け、落札者となった場合は、農地法第3条の許可申請書が提出されることとなります。この場合、再度総会に諮ることなく、許可書を交付することになりますので、ご了解願います。
説明は以上です。

議 長 それでは、申請番号1につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

14番 番号1について説明します。本件は、競売買受適格証明の申請です。場所は、家之子字荒蒔の田、2筆、2,042平方メートルです。願出人は法人で、理由は会社の耕作可能範囲に所在するためです。営農計画書、確約書の提出もあり、問題はないと思います。3月28日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。
申請番号1は、家之子字荒蒔の田、2筆、面積2,042平方メートルの案件です。場所は、千葉県農業大学校の南東、約800メートルに位置しています。
証明願に添付された3条許可審査書類によりますと、当該農地は願出人の耕作可能な範囲に在ります。従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われれます。
なお、本件は競売に係る案件ですので、審議の内容等一切については、外部に漏らさないよう厳にお願いします。
説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農地の競売に対する買受適格証明願の承認について、原案どおり

賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第6号、令和4年度第12回総会保留案件の審査について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。
本件は、前回3月の総会において、保留案件となった、農地の競売に対する買受適格証明願の承認1件については、願出書に記載されている農作業日数150日について、願出人が農業を営んでいるか等を事務局において確認してから承認の適否を判断することとなったものです。

確認の状況をご報告いたします。令和5年3月9日、事務局において、願出人に聞き取りをしたところ、現在不動産を営んでおり、農業には従事していないが、今後は不動産と並行して稲作等の耕作をしていきたいとのことでありました。また、令和5年3月24日、別紙のとおり、本件農地について、取得後は耕作放棄地にならないよう耕作していくとの上申書が提出されております。

以上より、願出人は実質新規就農であり、願出書に記載されている農作業日数150日については、今後水稻を開始した場合を記載したものであるということになります。

なお、本件は競売に係る案件ですので、審議の内容等一切については、外部に漏らさないよう厳に願います。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願います。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

4番 前回、不許可と申し上げまして、上申書が上がって来ましたが、取得後に耕作をし、耕作放棄地にならないようになっております。非常に理解に苦しむ上申書でございます。農地法3条の一般許可基準として、自ら農作業に従事しないで、他の人に農作業を任せることを前提にして取得することはできないということです。今まで、始末書とか確約書とかはありましたけど、上申書というのは、私は初めてです。今回の件にかかわらず、これからどこでもこのようなことはありがちですけど、みなさんの判断にお任せしたいと思います。取得した場合に、耕作を条件付きで私は賛成いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第6号、令和4年度第12回総会保留案件の審査について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。
次に、議案第7号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。別冊の農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めた案件は再認定1件でございます。

1件目をご説明いたします。こちらは松之郷の方です。営農類型は果樹ぶどうです。続いて2枚目をお願いいたします。主な改善計画案については次の4点です。まず、経営規模の拡大に関する目標として、ブドウの生産量を増加させます。また、生産方式の合理化の目標として、雨除けハウスを増設し、収量の増加、品質の向上、農薬の削減を図ります。また、経営管理の合理化の目標として、青色申告の実施をいたします。また、農業従事の様態等に関する改善の目標として、年間の作業計画を立て、臨時雇用を増やし、農繁期でも休日の取れる経営を目指します。なお、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として、トラクター、スピードスプレイヤー、ユンボ、冷蔵庫があります。

以上、再認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので審議をよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第7号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第8号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、8番板倉委員は退室をお願いいたします。一時休憩します。

(板倉委員退室)

議 長 再開します。それでは農政課より説明願います。

農政課 議案第8号 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和5年第4次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第4次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定、10件、面積合計、49,932平方メートル、内訳、3年、1件、面積合計、2,343平方メートル、10年、9件、面積合計、47,589平方メートル、所有権の移転、2件、面積合計、6,963平方メートルです。1ページが3年の利用権設定管理台帳で2ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で油井の農業者へ貸付となっております。3ページが10年の利用権設定管理台帳で4ページから7ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番が新規で大網白里市の農業者へ貸付となっております。2番が新規で御門の農業者へ貸し付けとなっております。8ページが10年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳で9ページから28ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。3番、5番は新規、4番、7番は更新で上谷の認定農業者に貸付となっております。6番は新規で福俵の認定農業者へ貸付となっております。8番、9番は新規で九十九里町の農業者へ貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は29ページから31ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。売買について、32ページのとおりです。33ページから34ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、35ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番、2番ともに耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については堀上の農業者です。2番の買い手については幸田の認定農業者です。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第8号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(板倉委員入室)

議長 再開します。次に、議案第9号、令和5年度最適化活動の目標設定等について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明申し上げます。議案書は13ページ、資料は別紙の「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」になります。本議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、東金市農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について」公表するため、その内容についてお諮りし、ご承認をいただくものでございます。なお、ご承認いただきましたら、法令の規定により「インターネットの利用等により4月30日までに公表しなければならない。」とされていることから、本日、ご承認をいただきましたら、月末までにホームページにおいて公表したいと考えております。

それでは、令和5年度最適化活動の目標の設定等の(案)について、ご説明申し上げます。お配りしております「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の1ページをお願いします。「農業委員会の状況」でございますが、令和5年4月1日現在の「農業委員会の体制」と「農家・農地等の概要」を記載しております。

2ページをお願いします。「最適化活動の目標」でございます。1の「最適化活動の成果目標」でございます。(1)は、農地の集積について定めたものとなります。現状及び課題については、記載のとおりです。本市の指針目標は、「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に定められた令和7年度末の目標値である51パーセントを採用いたしました。令和5年4月1日現在の東金市における農地面積は3,360ヘクタールであり、その51パーセントは、約1,714ヘクタールとなります。令和4年度末の集積面積は951ヘクタールでしたので、目標を達成するためには新規集積面積を3年間で約763ヘクタール増やす必要があります。以上のことから、大変厳しい目標となりますが、今年度の新規集積面積を254ヘクタールと設定しています。続いて、(2)の「遊休農地の解消」でございます。現状につきましては、1号遊休農地の面積は38ヘクタール、その内、草刈等により耕作可能となる緑区分の遊休農地が33ヘクタール、耕作を再開するために基盤整備等が必要な黄色区分の遊休農地が5ヘクタールでございます。目標でございますが、緑区分の遊休農地の解消目標は、ガイドラインにおいて令和3年度末時点の遊休農地を5年で解消することとしており、28ヘクタールを5年で解消するため、今年度は6ヘクタールと設定しております。また、黄色区分の遊休農地については、解消のための工程表の策定方針を定めるとされていることから、市の農政課との協議を実施するとしました。新規発生遊休農地につきましては、前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消を目標とされていることから、5ヘクタールと設定しております。

3ページをお願いします。(3)の新規参入の促進でございます。現状及び課題については、記載のとおりです。目標につきましては、新規参入者への貸付等

について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積を設定することとされております。目標値については、令和2年度から令和4年度までの3年間に行われた権利移動の面積の平均の1割以上を設定することとされており、3ヶ年の平均が4.8ヘクタールであることから、4.8ヘクタール以上を設定する必要があり、5ヘクタールと設定しております。続きまして、2の「最適化活動の活動目標」について、ご説明申し上げます。(1)は、最適化推進活動を行う日数目標となります。国におきましては、標準活動日数を一月当たり10日と示しておりますが、本市におきましては、週2日を目安に一月に8日と設定いたしました。

(2)は、「活動強化月間の設定目標」となります。ガイドラインでは、毎年度、活動強化月間として三月以上設定することとされており、本市におきましては、6月から7月を「未耕作地の早期発見と意向調査の月間」とし、11月から12月を「農地中間管理機構の啓発月間」として設定しました。(3)は、「新規参入相談会への参加目標」となります。ガイドラインでは、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するとされており、11月に予定される「千葉県農林業就業相談会」への参加を目標として設定しました。

最後に4ページをお願いいたします。ガイドラインでは、最適化活動を行う委員毎に目標を設定することが定められていることから、本市におきましては、農業委員と推進委員が連携して最適化活動に取り組むため、記載のとおり、33名すべての委員に目標を設定いたしました。表の左から説明いたします。担当区域につきましては、国の指示に従い委員名を記載せず、推進委員の担当区域番号の1番から順にアルファベットで表示しています。また、枝番が付いている区域については、1が推進委員、2若しくは3が農業委員を表しています。例えば、1番のA区域は城西地区の篠崎推進委員、2番のB区域は田間地区の工川推進委員、3番のC-1区域は嶺南地区の篠崎推進委員、4番のC-2区域は大木農業委員となります。担当区域の面積については、国の「耕地及び作付面積統計」による東金市の耕地面積3,360ヘクタールを農地台帳の面積を基に按分して算出しています。なお、同じ地区に農業委員と推進委員がいる場合は、農業委員は総会事務等があるため、その分を考慮して推進委員6割、農業委員4割として、按分計算しています。次の新規集積面積、集積面積の累計、集積率につきましては、令和5年度の全体目標値となるよう、それぞれの担当区域の面積に応じて設定しました。次に遊休農地の解消目標ですが、各区域の遊休農地の面積に応じて設定しました。次に新規参入貸付等同意面積ですが、全体の目標値を4.8ヘクタール以上とする必要があることから、一人当たり0.15ヘクタールを目標とし、全体で5ヘクタールと設定したものでございます。

以上で説明を終了します。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第9号、令和5年度最適化活動の目標設定等について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の14ページをお願いします。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。2月26日から3月25日までに受付した案件は2件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、番号1については、斡旋等の希望はありません。また、番号2については、斡旋等の希望がございますので、後日関係する地区の委員さんにご相談させていただきます。

議案書の15ページをお願いします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。2月26日から3月25日までに受付した案件は3件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の16ページから17ページをお願いします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。12件の照会があり、現地調査を3月9日及び23日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和5年4月5日